

(別紙)

詳 細 仕 様 書

1 調達物品の名称

委員会室音響映像設備 (赤外線ハンドマイクほか)

2 調達の目的

老朽化した委員会室の執行部マイクを更新する。さらに、各部屋のスピーカーを更新するとともに、リモート会議用のモニター (既設) とあわせて、それぞれを壁に固定設置する。

3 調達の概要

(1) 概要

老朽化した委員会室の執行部マイクを更新する。さらに、各部屋のスピーカーを更新するとともに、リモート会議用のモニター (既設) とあわせて、それぞれを壁に固定設置する。

(2) 調達の範囲

ア 納入機器等については、「6 納入機器の要件」を参照のこと。

イ 納入作業については、「7 納入作業等」を参照のこと。

4 調達条件

(1) 入札見積金額

入札書に記載する金額は、3に掲げる構築費用とする。

(2) 納入期限

令和7年1月31日 (金)

(3) 納入場所

鳥取市東町一丁目220番地 (納入機器については5に記載のとおり)

(4) 納入成果物

次のものを納入期限内に納入すること。

ア 納入機器 一式

イ 納入機器一覧 1部

ウ 機器設定書 1部

エ 機器構成図 1部

オ 試験成績表 1部

カ 保証書 1部

キ 運用マニュアル 1部

ク その他発注者が必要と認める関連図書及び資料

※ア及びオ、カを除くものについては、電磁的記録媒体 (CD-R 又は DVD-R) も一部提出すること。

(5) 支払い方法

一括精算払い

5 機器納入場所

4 (4) アの納入場所は鳥取県議会棟別館第一委員会室、第二委員会室、第三委員会室、第四委員会室 (鳥取市東町一丁目220) とする。

6 納入機器の要件

納入に当たっては、別紙に示す「納入機器要件」を満たすこと。

7 納入作業等

- (1) 各委員会室において、赤外線ハンドマイク、赤外線ハンドマイク用充電器、モニター用壁掛け架台及び壁掛けスピーカー等、必要な機器の設置、配線、機器接続の作業を行うこと。
なお、接続に当たって調整が必要な部材（モール、電源ケーブル等）は受注者が全て用意すること。（委員会室音響設備配置図参照）
- (2) マイクを通した音声は、既設のインターネット中継機器により配信を行うほか、会議録作成のためICレコーダーに録音するので、明瞭に配信及び音声録音ができるようミキサー等の調整を行うこと。
なお、マイク音声はインターネット中継で配信し、マイク音声と集音マイク音声をミキシングした音声はICレコーダーで録音できるよう調整を行うこと。
- (3) 壁に設置するモニターは、既設のモニター（JAPANNEXT JN-IPS4302UHDR、モニタースタンドに固定）を使用すること。その際、モニターの電源等のケーブル設置はモール等を使用し露出を少なくすること。
- (4) スピーカーに係る電源等のケーブル設置はモール等を使用し、露出を少なくすること。
- (5) 作業は定例会閉会中に行うこと。なお、定例会閉会中においても、各委員会室を使用する場合がありますので、発注者と作業日程の調整を行うこと。
- (6) 受注者は、導入作業に先立ち導入スケジュール及び導入体制を書面で発注者に提出し、承諾を得ること。
- (7) 作業には、既設設備の撤去および配線工事を含むこと。

8 追完請求権

- (1) 発注者は、物品の引渡しを受けた後において、当該物品が契約の内容に適合しないものであるときは、受注者に対して相当の期間を定めて発注者の指示した方法により物品の修補、代替物の引渡し又は不足分の引渡しによる履行の追完を請求することができる。
- (2) (1)の規定により発注者が相当の期間を定めて履行の追完を請求し、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は受注者に対して代金の減額を請求することができる。
- (3) (1)及び(2)の規定は、発注者が受注者に対して行う損害賠償の請求及びこの契約の解除を妨げるものではない。
- (4) (1)から(3)までの受注者の責任は、検査完了日から15か月以内に発注者から請求があった場合に限る。

9 入札前に現場確認を希望する場合の問い合わせ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目 220

鳥取県議会事務局総務課

電話 0857-26-7460

(別紙) 納入機器要件

1 納入機器及び数量

No	内容	数量
1	赤外線ハンドマイク	48本
2	赤外線ハンドマイク用充電器	24台
3	マイクスタンド (マイクホルダー含む)	20台
4	モニター用壁掛け架台	4台
5	壁掛けスピーカー (取付金具含む)	8台
6	アンプ	4台
7	無停電装置 (UPS)	4台
8	その他必要とされる部材等	1式

2 各納入機器の仕様

各機器については、既存機器との相性、互換性を考慮すること。

(1) 赤外線ハンドマイク

- ①各委員会室の執行部席に10本ずつ、事務局席に2本ずつ設置すること。
- ②赤外線マイクのハンドマイク型とし、既に設置されているマイクコントロールユニットや赤外線アンテナ等に対応し、一体として使用できること。

(2) 赤外線ハンドマイク用充電器

- ①各委員会室に6台ずつ設置すること。
- ②(1)の赤外線ハンドマイクに対応したものであること。

(3) マイクスタンド

- ①各委員会室の執行部席に5台ずつ設置すること。
- ②(1)の赤外線ハンドマイクに対応したものであること。

(4) モニター用壁掛け架台

- ①金属製であり、耐荷重40kg以上であること。
- ②画面サイズ42.5インチ～43インチを壁面に固定できること。

(5) 壁掛けスピーカー

- ①形式は壁掛けスピーカーであること。
- ②既存機器との相性や互換性に配慮すること。

(6) アンプ

- ①規定数量のスピーカーを動作させること。
- ②ハイインピーダンススピーカーライン仕様であること。
- ③60W以上で2チャンネルを有すること。

(7) 無停電装置 (UPS)

- ①容量は2000VA以上であること。
- ②既存機器との互換性に配慮すること。

(8) その他必要とされる部材等

必要とされる部材等は受注者において全て準備すること。

3 引き続き設置する既設機器 (参考)

- ・マトリクスミキサー オーディオテクニカ AT-MX44
- ・デジタルボイスコントローラー オーディオテクニカ AT-VC22
- ・マスターコントロールユニット オーディオテクニカ ATCS-C60
- ・赤外線受発光ユニット オーディオテクニカ ATCS-A60
- ・会議マイクユニット オーディオテクニカ ATCS-M60
- ・集音マイク オーディオテクニカ AT845RWa